

鳥取県告示第 869 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 8 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングスクエア パセオ

日野郡日南町霞789-1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前10時から午後9時15分まで

変更後 午前9時から午後8時15分まで

3 変更年月日

平成18年12月1日

4 変更する理由

開店時間を早くすることで、来客の利便性を図る。

5 届出年月日

平成18年11月22日

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成18年12月8日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

日野郡日野町根雨140-1

鳥取県日野総合事務所県民局

日野郡日南町霞800

日南町総合政策課

9 意見書の提出

日南町の区域内に居住する者、日南町において事業活動を行う者、日南町の区域をその地区とする商工会その他の日南町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。